

## 令和4年度三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援業務委託仕様書

### 1 趣旨

三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援事業実施要領に基づき実施する頭書業務を委託する。

### 2 履行期間

契約締結日（令和4年5月中を予定）から令和5年3月31日まで

### 3 実施場所等

- (1) 三田市市内において交通の便を考慮した1か所（1教室）とし、公共施設又は受託者の運営する教室で実施する。（市と協議の上最終決定する）
- (2) 市の公共施設で行う場合は、先行予約について市が協力する（使用料は受託者が負担）。
- (3) 利用者が生活困窮世帯であることが第三者に分からないように配慮し実施すること。

### 4 実施内容と実施回数等

#### (1) 学習支援（教科指導）

##### ア 基本

(ア) 契約締結日から令和5年3月24日まで（年末年始の12/29～1/3は除く）の期間中、原則として週2回以上計60回以上（別紙参照）、曜日を固定して実施する。

(イ) 1回2時間以上とする。

(ウ) 開催日、曜日及び時間帯は、市と協議の上決定する。

イ 気象警報発令により、開催できなくなった日がある場合は、市と協議の上他の曜日に振り替えて実施する。

ウ 新型コロナウイルスなどの感染症の流行により施設（教室）で開催できない場合は、市と協議のうえ、代替策を講じること。

エ 開催の中止や日時・会場の変更に係る利用者への連絡は受託者が行う。

#### (2) 生活支援相談、情報提供等

次に掲げる相談等について、(1)とは別に、概ね2か月に1回以上、面談により実施する。

ア 高等学校受験のための相談、情報提供等

イ 利用者を対象とした学習並びに学校生活及び日常生活に係る相談、情報提供等

ウ 利用者の保護者を対象とした子どもの養育・学習に係る相談、情報提供等

### (3) 学力テスト

同学年における自己の学力の位置を測り、志望校の選択の参考となる学力テスト（模擬試験等）を適切な時期に 2 回以上実施すること。なお、受託者以外が実施する学力テストの活用も可とする。

## 5 利用者の定員

概ね 10 名程度

## 6 実施体制

- (1) 市や利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）との連絡調整及び指導員の統括を行う責任者を配置すること。
- (2) 利用者の学習支援においては、実施場所に指導員を 2 人以上派遣すること。
- (3) 指導員は、中学教科の学習内容及び高等学校受験について指導する能力を十分有していること。
- (4) 責任者及び指導員は、高等学校受験の情報に精通し、相応の相談スキルを有していること。

## 7 個人情報の取り扱い

本業務の実施に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び三田市個人情報保護条例の規定に従って取り扱わなければならない。履行期間終了後においても同様とする。

## 8 事業計画書・実績報告

- (1) 受託者は、年間の事業計画書を作成し、契約締結後速やかに、市に提出すること。
- (2) 個人ごとに概ね 2 か月に 1 回以上面談等を行い、支援計画を立て市に提出すること。また、支援計画は定期的に評価を行い、適宜見直すこと。
- (3) 月例実績報告書を概ね翌月 10 日までに提出すること。事業実施の内容、利用者等の出席状況、指導員等の従事状況のほか、利用者の学力の変化の状況や面談結果等（主なもの）を記載すること。
- (4) 利用者等に対する満足度アンケートを年 2 回以上実施し、市に提出すること。
- (5) 年間実績報告書を履行期間終了後概ね 2 週間以内に提出すること。年間実績報告書には、(3)をまとめた内容に加えて、本事業を実施した効果（学力・学習意欲・学習習慣などへの影響、高等学校受験の結果）を総合的に検証し記載すること。

## 9 関係機関等との連携

受託者は、市又は関係機関に対して、市の要請に基づき定期的又は臨時的な会議に出席するほか、連携に努めること。

## 10 苦情等への対応

- (1) 本事業実施に際しての苦情・トラブル、問い合わせへの対応は受託者の責任で行うこと。
- (2) 苦情・トラブルがあったときは、速やかに市に内容を報告すること。

## 11 その他

- (1) 受託者は利用者等に対し、原則として利用料、教材費、学力テスト料等の費用負担を求めてはならない。ただし、実費負担について、市と協議し承認を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 利用者等が、事業実施時又は実施場所との往復時に遭遇する事故に備えるため、受託者において適切な保険に加入すること。
- (3) 利用者で欠席が続く者がある場合は、当該利用者に連絡を取り出席を促すとともに、市へ状況を報告すること。
- (4) 厚生労働省が提唱している新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に配慮した運営をすること。
- (5) 利用者の募集（チラシの作成を含む）は、市が行う。
- (6) 以下の厚生労働省通知の趣旨を踏まえて業務を実施すること。
  - ア 厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号）で示された「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」中、別添 8「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」
  - イ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（平成 31 年 3 月 29 日社援地発 0329 第 10 号）